

山梨県公報

第五百一号

令和六年

九月五日

木曜日

目次

○土地改良区の定款の一部変更の認可(二件).....	三五三
○土地改良事業計画の変更の適当決定.....	三五三
○砂利採取業務主任者試験の実施.....	三五三

告示

山梨県告示第二百二十一号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和六年八月二十八日徳島堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。
令和六年九月五日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第二百二十二号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和六年八月二十八日桶無堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。
令和六年九月五日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第二百二十三号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、一古沢土地改良区から申請があった土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
令和六年九月五日

公告

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 縦覧書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
 - 縦覧期間
令和六年九月五日から同年十月七日まで
 - 縦覧場所
上野原市役所
 - 異議申出期間
令和六年十月八日から同年十月二十二日まで

●砂利採取業務主任者試験の実施
砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。
令和六年九月五日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 試験日時 令和六年十一月八日(金)午前十時から正午まで
- 試験場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室
- 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
 - 砂利の採取に関する法令
 - 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 受験手続
 - 提出書類
 - 受験願書
 - 砂利採取業務主任者試験受験票及び砂利採取業務主任者試験受験票(控)(砂利採取業務主任者試験受験票(控)には写真(受験願書提出前六月以内に撮影した縦六センチメートルかつ横四センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)一枚をのり付けすること。)
 - 受験手数料 八千円(受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験し

なかつた場合でも還付しない。）

六 受験願書受付期間 令和六年十月十五日（火）から同月二十八日（月）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県林政部森林整備課

八 合格者の発表 令和六年十一月二十九日（金）に山梨県防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

1 試験当日持参する物

(一) 砂利採取業務主任者試験受験票

(二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県林政部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四）に問い合わせること。